

【研究ノート】

社会福祉士養成カリキュラムにおける 「介護」に関する教育の変遷と課題 —福祉系大学の教育課程の検討をもとに—

松本 望*

要旨：これまでの二度にわたる社会福祉士養成課程のカリキュラムの見直しにより、「介護」に関する教育時間数、教育内容は段階的に縮小、削除されてきた。こうした動きは、高齢化が進む我が国において、時代のニーズ、教育・実践現場のニーズに合致しているとは言い難い。そこで本研究では、福祉系大学等ルート¹の養成施設に焦点を当て、「介護」に関する教育の現状と課題について明らかにすることを目的とした。

厚生労働省の資料に掲載されていた養成施設 184 か所を対象に、シラバスで「介護」に関する科目の設置の有無等を確認した。その結果、151 校 (82.1%) が「介護」に関する科目を設置し教育を行っていることがわかった。一方で、教育内容が養成施設間で統一されていないなど、養成施設によって身につけることができる知識や技術に差が生じていると考えられた。今後は必要とされる「介護」に関する教育の中身や、教育効果を明らかにしていくことが課題である。

Key Words: 社会福祉士養成カリキュラム, 介護, 教育, 福祉系大学

1. 社会福祉士養成カリキュラムの変遷と「介護」に関する教育の位置づけの変化

1. 社会福祉士養成課程の概要とカリキュラムの変遷

1987 年「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立し、国家資格である「社会福祉士」の養成がはじまった。本法律の第二条において「『社会福祉士』とは（中略）登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（中略）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（中略）を業とする者をいう」と定義されている。

この社会福祉士の養成には、①福祉系大学等ルート（福祉系大学等）、②福祉系大学等ルート（福祉系短大等と実務経験）、③短期養成施設等ルート、④一般養成施設等ルートの、大きく 4 つの養成課程が存在する（厚生労働省 2023）。そして、いずれかの養成課程で教育を受けた後、社会福祉士国家試験に合格し登録を行うことで、社会福祉士を取得できる。2023 年の合格者数は

2023 年 9 月 30 日受付 / 2024 年 4 月 3 日受理

* 日本女子大学人間社会学部社会福祉学科

表 1 養成課程別の社会福祉士国家試験の受験者数、合格者数、合格率

		①福祉系大学等 ルート (福祉系大学等)	②福祉系大学等 ルート (福祉系短大等 +実務経験)	③短期養成施設 等ルート	④一般養成施設 等ルート	合計(平均)
新卒	受験者数	8,447 57.6%	- -	842 5.7%	5,365 36.6%	14,654 100.0%
	合格者数	5,490 57.4%	- -	463 4.8%	3,615 37.8%	9,568 100.0%
	合格率	65.0%	-	55.0%	67.4%	(62.5%)
既卒	受験者数	11,544 51.7%	1,525 6.8%	1,633 7.3%	7,618 34.1%	22,320 100.0%
	合格者数	3,251 48.0%	338 5.0%	535 7.9%	2,646 39.1%	6,770 100.0%
	合格率	28.2%	22.2%	32.8%	34.7%	(29.5%)

厚生労働省ホームページ「(参考)第35回社会福祉士国家試験合格発表」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31495.html, 2023.9.25)より筆者作成

16,338名、3月末時点での全登録者数は280,968名にのぼっている(厚生労働省2023; 社会福祉振興・試験センター2023)。養成課程ごとの受験者数と合格者数は、新卒・既卒の双方において、①福祉系大学等ルート(福祉系大学等)が占める割合が最も多くなっている(表1)。

この社会福祉士の養成課程における教育内容(以下、カリキュラム)は、これまで二度にわたって大きな見直しが行われてきた。一度目の見直しは2007年に行われ、2009年より教育が開始された。この一度目の見直しの背景には、介護保険制度や障害者自立支援制度の施行をはじめ、措置から契約制度への移行など福祉サービスを取り巻く大きな変化に対応できる、より実践力の高い社会福祉士の養成を図る狙いがあった。具体的な見直しの中身としては、①各養成課程における養成時間の増加、②福祉系大学における実習・演習科目の教育内容や時間数の変更、教員要件の基準の設定、③「福祉行財政と福祉計画」「福祉サービスの組織と経営」「就労支援サービス」「権利擁護と成年後見制度」、「更生保護制度」などの科目の新設があげられる(厚生労働省2008; 日本社会福祉士会2023a: 7-8)。

その後10年以上、カリキュラムの見直しは行われなかったが、2019年に二度目の見直しが行われ、2021年より新しいカリキュラムでの教育が開始されている。この二度目の見直しは、2018年3月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会による「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(厚生労働省2018)の中で、今後、地域共生社会の実現を推進し、複合化・複雑化したニーズに対応するため、ソーシャルワークの専門職としての役割を担っていける実践能力を有する社会福祉士を養成する必要がある、との指摘を受けたものである。主な見直しの内容としては、①実習時間数の増加をはじめとした実習の拡充、②「地域福祉と包括的支援体制」の新設、③司法領域の教育内容の見直し、④ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築、⑤大学等における一部科目の必修化、⑥精神保健福祉士養成課程の共通科目の拡充、などがあげられる(厚生労働省2019)。

2. カリキュラムにおける「介護」に関する科目の位置づけと変化

この二度にわたるカリキュラムの見直しにより、「介護」に関する科目の位置づけや教育時間数、教育内容も大きな変化を遂げてきた。社会福祉士の養成が開始された当初は、介護に関する教育は「介護概論」(時間数30時間)の科目の中で行われ、「介護概論」とは別に「老人福祉

論」(時間数 60 時間)の科目も設置されていた。その後、2007 年の一度目のカリキュラム見直しで、「介護」に関する教育は「高齢者に対する支援と介護保険制度」(時間数 60)の中に組み入れられることとなり、トータルの教育時間数が当初の 90 時間から 60 時間に減少した。さらに、2019 年の二度目のカリキュラムの見直しでは、科目名が「高齢者に対する支援と介護保険制度」から「高齢者福祉」(時間数 30 時間)に変更され、教育に含むべき事項から「介護」に関する内容がすべて削除され、教育時間数もさらに 30 時間減少した。

このように、カリキュラムの見直しの度に「介護」に関する科目の位置づけが変化し、教育時間数が段階的に減らされてきたことに伴い、その教育内容も大きな変化を遂げてきた(表 2)。当初、カリキュラムにあった「介護概論」の科目では、教育の「目標」に「演習形式等を活用し」「正しく対処できる能力を養い」などの文言があり、演習なども活用した介護技術の習得まで目指すものだったといえる。さらに、「教育内容」に「成人期以降、老人・障害者の生活上の需要と介護の役割」との記載があるなど、高齢者だけを介護の対象として捉えるのではなく、障害者も含めた教育内容だったことがわかる(厚生労働省社会・援護局長 1999)。

その後、2007 年の一度目のカリキュラムの見直しでは、「介護概論」の科目が廃止され、「高齢者に対する支援と介護保険制度」の中に「介護」に関する教育内容も含まれることになったことで、カリキュラムにおける「障害者」の文言は削除され、その対象は高齢者に限定したものへと変化した。また教育の「ねらい」に、「介護の技法」という文言はあるものの、「演習」の文言は削除され文末がすべて「理解する」に統一されるなど、技術の習得までは明確に求めないものへと変わった(厚生労働省社会・援護局長 2008)。この一度目のカリキュラムの見直しにおける教育内容の変化について森田は、本来、高齢者福祉を支える社会福祉士に必要な知識として、高齢者を取り巻く環境や高齢者への理解が重要であり、介護保険制度の内容に収れんするようなカ

表 2 「介護」に関する科目のカリキュラムの変遷「介護概論」のカリキュラム

「介護概論」のカリキュラム	「高齢者に対する支援と介護保険制度」のカリキュラム	「高齢者福祉」のカリキュラム
【目標】	【ねらい】	【ねらい】
1 介護の役割と範囲を理解させるとともに、看護・医療及びに家政との関係について理解させる。	① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)について理解する。	① 高齢者の定義と特性を踏まえ、高齢者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。
2 具体的な介護の展開過程や介護の実践について演習形式等を活用し理解させる。	② 高齢者福祉制度の発展過程について理解する。	② 高齢者福祉の歴史と高齢者観の変遷、制度の発展過程について理解する。
3 身体的及び精神的な変化に対する観察能力を身につけ、それらの変化に速やかに正しく対処できる能力を養い、保健・医療機関、専門職との連携、協力及び必要に応じたその手助けをすることができるようになる。	③ 介護の概念や対象及びその理念等について理解する。	③ 高齢者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。
4 病災や遭遇しやすい事故についての知識をもち、それらに対する予防措置を講ずることができるようになる。	④ 介護過程における介護の技法や介護予防の基本的考え方について理解する。 ⑤ 終末期ケアの在り方(人間観や倫理を含む。)について理解する。 ⑥ 相談援助活動において必要となる介護保険制度や高齢者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。	④ 高齢期における生活課題を踏まえて、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。
【内容】	教育に含むべき事項	【教育に含むべき事項】
1 介護の目標、機能及び範囲 1)介護の原則、目標、機能及び範囲2)自立的な生活維持に対する需要と介護の役割3)成人期以降、老人・障害者の生活上の需要と介護の役割4)健康維持のメカニズム5)終末期の介護6)介護過程の展開	① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)	① 高齢者の定義と特性
2 介護技法(安全、快適、安寧、健康水準の低下予防等)の基本 1)住生活環境の安全管理(感染防止)2)食事3)排泄4)衣服の着脱5)入浴・身体清浄と感染防止6)移動空間の確保7)健康習慣の獲得8)体力の維持(運動と機能維持)9)自己達成と社会生活の維持(レクリエーションと学習等)10)就業時の対応11)緊急・事故時の対応12)介護家族への生活維持援助13)福祉用具の活用	② 高齢者福祉制度の発展過程	② 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会環境
3 介護関係維持のための技法 1)健康や生活の観察技法2)コミュニケーションの技法3)記録と情報の共有化の技法4)介護専門職(介護福祉士)と医師・看護師・保健師等医療専門職との連携のあり方5)介護専門職とその他の福祉専門職(社会福祉士)との連携のあり方	③ 介護の概念や対象	③ 高齢者福祉の歴史
4 介護活動の場・特有な問題と技法 1)家庭2)施設	④ 介護予防	④ 高齢者に対する法制度
	⑤ 介護過程	⑤ 高齢者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割
	⑥ 認知症ケア	⑥ 高齢者と家族等に対する支援の実践
	⑦ 終末期ケア	
	⑧ 介護と住環境	
	⑨ 介護保険法	
	⑩ 介護報酬	
	⑪ 介護保険法における組織及び団体の役割と実際	
	⑫ 介護保険法における専門職の役割と実際	
	⑬ 介護保険法におけるネットワークと実際	
	⑭ 地域包括支援センターの役割と実際	
	⑮ 老人福祉法	
	⑯ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	
	⑰ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	
	⑱ 高齢者の居住の安定確保に関する法律	

リキュラムへの変更は、社会福祉士の専門性の後退にもつながりかねない、と指摘している（森田 2016）。

そして 2019 年の二度目のカリキュラムの見直しにより、「高齢者に対する支援と介護保険制度」から科目名が変更された「高齢者福祉」のカリキュラムでは、それまで「教育に含むべき事項」に記載されていた「介護の概念や対象」「介護予防」「介護過程」「認知症ケア」「終末期ケア」「介護と住環境」といった「介護」に関する内容がすべて削除されることとなった。当然、介護にかかわる「技法」や「演習」などの文言も、他の科目も含めて記載されていない（厚生労働省社会・援護局長 2020）。

このように、二度にわたるカリキュラムの見直しの中で、「介護」に関する教育時間数や内容が減少・削除されてきたことに関し、厚生労働省などの資料では意図や経緯に関する具体的な説明はなされていない。唯一、一度目の 2007 年のカリキュラムの見直しの際に公開された Q & A において、「教育カリキュラムの中から介護概論が削除された理由如何。」の問いに対し、『『介護概論』という科目自体は廃止したものです。従来『介護概論』の教育内容については、高齢者に対する支援の在り方を学ぶ一環として、『高齢者に対する支援と介護保険制度』という科目の中で同程度の内容を位置付けており、従来『介護概論』の内容を全て排除したものではありません。』との記述がみられる（厚生労働省 2008）。

つまり、少なくとも 2007 年の時点では、高齢者に対する支援のあり方を学ぶうえで「介護」に関する教育は必要とされ、「介護概論」と同程度の教育内容を残そうとしていたことがわかる。それにもかかわらず、2019 年のカリキュラムの見直しで「介護」に関する教育を削除したことは、教育現場や実践現場の実態やニーズに即しているといえるのだろうか。次に実践現場や教育現場の視点から検討する。

3. 実践現場・教育現場の実態から考える「介護」に関する教育の必要性

2007 年のカリキュラムの見直しでは意図して残された「介護」に関する教育が、2019 年の見直しで削除されたのは、一度目の見直しから約 10 年の間に「介護」に関する教育ニーズが低下したからではあるまい。高齢化率は上昇し続けており、認知症高齢者をはじめ要介護者も増加している現代社会において、「介護」に関する教育ニーズはむしろ高まっているといえる。

「介護」（ケアワーク）とソーシャルワークは異なり、社会福祉士には「介護」に関する知識や技術は不要だという指摘もあり得るのかもしれないが、これは社会福祉士の就労実態にそぐわない指摘だといえる。社会福祉士の就労状況調査（社会福祉振興・試験センター 2021）によると、「高齢者福祉関係」の職場で就労する社会福祉士の割合は 39.3%と最も多く、次いで「障害者福祉関係」が 17.6%と多くなっている。また、各領域に勤務する社会福祉士の主な職種が「介護職員」と「支援員」である者の割合は、「高齢者福祉関係」でそれぞれ 16.8%と 0.4%（計 17.2%）、「障害者福祉関係」では 2.9%と 35.9%（計 38.8%）となっており、介護業務に従事する社会福祉士が一定数存在していることがわかる。そもそも、仮に介護業務に従事しない相談員等の職種であっても、「高齢者福祉関係」「障害者福祉関係」など要介護者への支援を行う職場で、「介護」に関する知識や技術が不要であると言うには無理があろう。

また教育現場からも、社会福祉士養成における「介護」に関する教育の必要性を指摘する声がある。例えば横山らは、社会福祉士の現場実習で利用者に手も出せず、声掛けもできずに実習課

題をこなすどころではない学生が多い現状を指摘したうえで、「介護」に関する教育が実習の準備教育になり得ることや、学生自身も「介護」に関する教育を必要だと認識していたことを明らかにしている（横山ら 2006）。また越田も、介護福祉士と社会福祉士の支援技術は異なる、としたうえで、要介護者の立場で考えたり、生活を理解したりするなど、社会福祉に関わる専門職の基盤を学ぶために、「介護」に関する科目を位置付ける必要性を指摘している（越田 2009）。また岡田も、認知症高齢者が急増するなか、社会福祉士が様々な高齢者の生活課題に対応するためには、認知症に関する疾患別の医学知識や家族に対する相談対応など、認知症教育をさらに充実させる必要があると述べている（岡田 2010）。このように、教育現場からも社会福祉士養成における「介護」に関する教育の意義や必要性が指摘されている。

社会福祉士に必要な教育が養成課程で十分に教育できていない場合、現行教育として不足分を補完する方法も考えられるかもしれない。しかし、「介護」に関して多くの社会福祉士が共通して受講できる体系的な教育システムは、現時点では存在しない。例えば、2012 年よりはじまった「認定社会福祉士制度」は、分野ごとの研修の受講等によって認定される民間資格であるが、「介護」が共通する教育内容として位置づけられているわけでもなく、また認定者も 2023 年 4 月 1 日時点で 908 名と少ないなど（日本社会福祉士会 2023b）、養成課程の教育を補完できるような状況には至っていない。

以上のように、社会福祉士の養成カリキュラムの変遷、社会的状況や社会福祉士の就労状況、教育現場の実情をふまえると、「介護」に関する教育がカリキュラムから削除されたことは、時代のニーズ、教育・実践現場のニーズに合致しているとは言い難い。こうした事実に対し、教育現場がどのように捉え対応しているのか、現状と課題について明らかにすることは、この間のカリキュラムの見直しで求められてきた、「実践能力の高い社会福祉士」を養成するうえでも重要だといえる。そこで、本研究では教育現場、とりわけ養成ルートの中で最も受験者数が多い「福祉系大学等ルート」の養成施設（以下、養成施設）に焦点を当て、養成施設の特徴をもとに「介護」に関する教育の現状と課題について明らかにすることを目的とする。

II. 研究方法

本研究の対象は、厚生労働省が公開している「(参考資料) 第 35 回社会福祉士国家試験学校別合格率」の資料をもとに抽出した。具体的には、「福祉系大学等ルート」として資料に掲載されている 235 カ所の養成施設のうち、ホームページ上で 2023 年も社会福祉士養成課程の学生を募集していること、社会福祉士養成課程のシラバスが確認できた 184 カ所の養成施設を対象とした。

調査の内容は、まず対象となった養成施設の概要として、所在地域、社会福祉士養成課程の学生が在学中に介護福祉士や精神保健福祉士の受験資格も取得可能かどうかを確認した。そして、各養成施設のシラバスやカリキュラムマップで、社会福祉士の受験に必要な指定科目以外に、「介護」に関する科目を設置しているかどうかと履修年次を確認した。

「介護」に関する科目は、シラバスに掲載されている科目を「介護」「ケア」「支援」「援助」「高齢」「老」のキーワードで検索して抽出し、社会福祉士の指定科目以外の科目であるか、「介護」に関する教育内容が含まれている科目であるか、社会福祉士養成課程の学生が履修できる科目であるか、新しいカリキュラムが適用される 2021 年度以降の入学者（2023 年現在、3 年生以下の学生）も履修できる科目であるかどうかを確認した。「介護」に関する教育内容であるかどうか

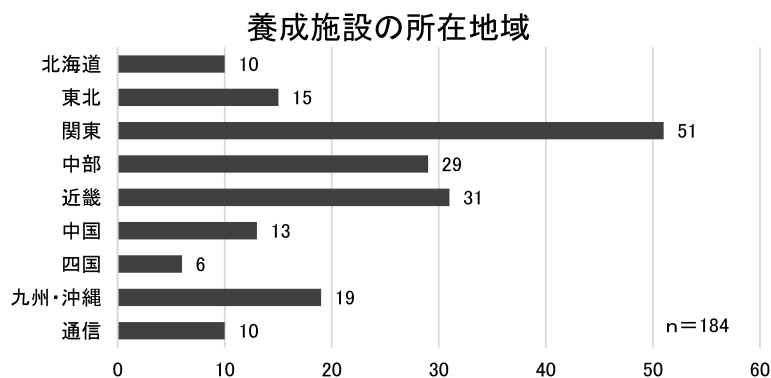


図1 養成施設の所在地域

の判断は、「高齢者に対する支援と介護保険制度」の「教育に含むべき事項」にある「介護」に関する内容が、シラバスに記載されているか否かを基準とした。

そして、さいごに各養成施設の「介護」に関する科目の設置の有無と、社会福祉士以外の受験資格の取得の可否、さらに各養成施設の社会福祉士国家試験の平均合格率との関係を整理した。このように、新しいカリキュラムが適用されている2021年度以降の入学者は未だ在学中であり、教育効果として身につけることができた知識や技術、国家試験の合否結果を明らかにすることはできないことから、本研究では、「介護」に関する科目を設置している養成施設の特性をもとに、「介護」に関する教育の実態と課題について明らかにすることとした。

III. 倫理的配慮

本研究では、厚生労働省や研究対象の養成施設がインターネット上で一般に公開している情報のみを用い、個人情報など倫理的配慮を要する情報やデータを取り扱っていない。また、養成施設の名前は伏せ、特定できない情報のみを掲載するなど「日本社会福祉学会研究倫理規程」に基づく倫理的配慮を行った。

IV. 研究結果

対象となった184校を所在地域ごとに分類した結果、図1のとおり、関東地域が51校と最も多い傾向がみられた。「介護」に関する科目の設置の有無に関しては、科目を設置していたのが151校(82.1%)、設置していなかったのが33校(17.9%)だった(表3)。「介護」に関する科目を履修できる年次については、2校のみが4年生しか履修できず、残りの149校は新しいカリキュラムが適用されている3年生以下の学生も履修可能となっていた。

社会福祉士養成課程の学生が、在学中に社会福祉士以外の受験資格も取得できるか否かについては、48校(26.1%)が介護福祉士を、116校(63.0%)が精神保健福祉士を社会福祉士養成課程の学生も取得できる体制をとっていた。さらに、「介護」に関する科目の有無別に受験資格取得の可否について整理した結果、介護福祉士については、受験資格を取得できない養成施設でも103校(75.7%)が「介護」に関する科目を設置し、当然のことながら介護福祉士の受験資格を取得できる養成施設はすべて、「介護」に関する科目を設置していた(表4)。精神保健福祉士

表 3 養成施設における「介護」に関する科目の設置の有無と社会福祉士国家試験の平均合格率

「介護」関連科目	養成施設数	各養成施設の 新卒者合格率	各養成施設の 既卒者合格率
あり	151(82.1%)	62.6%	29.6%
なし	33(17.9%)	67.8%	28.1%

表 4 養成施設における介護福祉士の受験資格取得の可否と「介護」に関する科目の有無

	「介護」関連科目		合計
	あり	なし	
介護福祉士 受験資格取得可能	48 100.0%	0 0.0%	48 100.0%
介護福祉士 受験資格取得不可	103 75.7%	33 24.3%	136 100.0%

表 5 養成施設における精神保健福祉士の受験資格取得の可否と「介護」に関する科目の有無

	「介護」関連科目		合計
	あり	なし	
精神保健福祉士 受験資格取得可能	102 87.9%	14 12.1%	116 100.0%
精神保健福祉士 受験資格取得不可	49 72.1%	19 27.9%	68 100.0%

については、受験資格を取得できない養成施設のうち 49 校（72.1%）が、受験資格を取得できる養成施設のうち 102 校（87.9%）が、「介護」に関する科目を設置していた（表 5）。

さいごに、「介護」に関する科目の設置の有無別の、各養成施設の社会福祉士国家試験の平均合格率を整理した（表 3）。その結果、新卒者では「介護」に関する科目を設置していない養成施設の方が、平均の合格率が高い傾向がみられ、既卒者では「介護」に関する科目を設置している養成施設の方が、合格率が高い傾向がみられた。

V. 考察

本研究の結果、8 割以上の社会福祉士の養成施設が、新しいカリキュラムにはない「介護」に関する科目を引き続き設置していることが分かった。科目を設置している割合は、介護福祉士の受験資格を取得できない養成施設でも 7 割を超えていたことから、多くの養成施設はカリキュラム上、必要ないにもかかわらず「介護」に関する教育を行っていることになる。

各養成施設は専門職の養成だけでなく、学問を教授することがその目的であることから、カリキュラムにはない独自の教育を行うことは当然であり、また重要なことでもある。ただ、8 割以上の養成施設が共通して「介護」に関する教育を行っているという事実は、その教育の独自性ではなく、必要性を示しているのではないだろうか。

こうした、必要性があると考えられる教育を、各養成施設の判断に委ねて提供している状況は、教育の機会や質の確保、ひいては実践能力の高い社会福祉士の養成を目指すうえで課題があると言わざるを得ない。本研究においても、既に 2 割近くの養成施設で「介護」に関する科目の設置が確認できず、一部の養成施設では「介護」に関する教育を受ける機会が十分、保障されてい

いと考えられた。さらに、「介護」に関する教育内容が新しいカリキュラムでは示されていないことから、各養成施設や担当教員によって教育内容が異なっている可能性も十分考えられる。これでは、養成施設によって身につけることができる知識や技術に差が生じかねない。

そもそも、2007年の一度目のカリキュラムの見直しは、特に大学における教育の内容や質のばらつきが問題視され、標準化を図る狙いがあった行われた経緯がある（日本社会福祉士養成校協会 2006；日本学会会議 2008）。こうした背景をふまえても、多くの養成施設が提供するニーズのある教育は、カリキュラムにも明確に位置付け、すべての養成施設において教育の機会と質を保障していくべきであろう。

同様のことは、養成施設がおかれている状況からも指摘できる。現在、「社会福祉学部」をはじめ、福祉系大学における定員割れや、入学者の減少傾向が続き（日本私立学校振興・共済事業団 2023）、それに伴い専任教員の削減や非常勤講師の増加など、様々な問題が起きている（東京大学大学院教育学研究科 2020）。他方では、大学全体として障害や疾患を抱える学生の増加や、学力の低下が課題となるなど、これまで以上に学生に対するきめ細やかなサポートが求められている（日本学生支援機構 2023；河合塾 2023）。

大学全体がこうした状況にあるなか、養成施設の場合は学生の国家資格取得も重視せざるを得ない。実際に、本研究の対象となった多くの養成施設では、社会福祉士以外の受験資格も取得できる体制をとるなど、専門職養成や国家資格の取得にも力を入れていると考えられた。一方で、社会福祉士国家試験の新卒者の平均合格率は、「介護」に関する科目を設置している養成施設の方が、低い傾向がみられた。

以上のような養成施設の実情をふまえると、国家試験に出題されない科目を今後も設置し続け、教育を行っていくような余裕は、失われていく可能性が高いと考えられる。したがって、各養成施設の自主性に委ねるのではなく、「介護」の教育ニーズをふまえ、カリキュラムにおける位置づけ、教育の在り方について再考すべきではないだろうか。

VI. 本研究の限界と今後の課題

本研究は、養成施設における「介護」に関する科目の設置の有無や社会福祉士国家試験の合格率などをもとに、養成施設の特徴の一部を把握したにすぎず、教育内容や教育効果については十分な検討ができていない。

まず教育内容に関しては、社会福祉士養成において必要な「介護」に関する教育の中身を検討するうえでも、各養成施設が行っている「介護」に関する教育の具体的な内容を明らかにする必要がある。その際、「介護」や「介護福祉」など、いずれの名称を用いるべきなのか、また、そもそも社会福祉士養成課程において必要とされる、教育すべき「介護」の中身とは何か、改めて検討していく必要がある。

教育効果に関しては、本研究ではデータがないため、新しいカリキュラムが適用される前の受験生である「第35回社会福祉士国家試験」の結果をもとに、調査対象となる養成施設の選定や合格率の確認を行った。今後は新しいカリキュラムが適用された学生の合格率や、実習生、社会福祉士の質への影響など、実践現場への影響も含め幅広く検証していく必要がある。

また養成施設単位で「介護」に関する科目が設置されていたとしても、必修科目ではない場合、全ての社会福祉士養成課程の学生が履修しているとも限らない。「介護」に関する教育の必要性

を明らかにするのであれば、実際に履修した学生の教育効果、教育ニーズについても検証が必要である。

さらに、本研究の対象となった多くの養成施設では、新しいカリキュラムが適用されている 3 年生以下の学生も履修ができるように「介護」に関する科目を設置していたが、今後、履修年次の変更や科目が削除される可能性は十分考えられる。したがって、その動向について引き続き注視していくことも今後の課題である。

付記

本論文の一部は、2023 年 9 月、第 31 回日本介護福祉学会大会において発表した。

引用文献

- 河合塾 (2023) 「大学をみる視点 2022 年『ひらく 日本の大学』から見る大学のこれから」 (<https://www.keinet.ne.jp/teacher/media/guideline/backnumber/22/0203/shiten.pdf>, 2023.8.21).
- 越田明子 (2009) 「社会福祉教育における科目『介護技術』の位置づけと授業目標——社会福祉士養成を中心として」『長野大学紀要』31(1), 73–82.
- 厚生労働省 (2008) 「社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関する Q & A」 (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei12.pdf>, 2023.8.22).
- 厚生労働省 (2018) 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」 (https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000199560.pdf, 2023.8.25).
- 厚生労働省 (2019) 「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000523365.pdf>, 2023.9.25).
- 厚生労働省 (2023) 「(参考資料) 第 35 回社会福祉士国家試験学校別合格率」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12004000/000909013.pdf>, 2023.8.26).
- 厚生労働省社会・援護局長 (1999) 「社会福祉養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容の改正について (通知) (厚生省社会・援護局長通知第二六六七号)」 (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb0065&dataType=1&pageNo=1, 2023.9.25).
- 厚生労働省社会・援護局長 (2008) 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について (厚生労働省社会・援護局長通知第 0328001 号)」 (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei05.pdf>, 2023.9.25).
- 厚生労働省社会・援護局長 (2020) 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について (厚生労働省社会・援護局長通知 0306 第 21 号)」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000606413.pdf>, 2023.9.25).
- 森田靖子 (2016) 「社会福祉士国家試験の変遷と通知等に見る行政指導——厚生労働省通知等からみた高齢者福祉分野科目の位置づけ」『長野大学紀要』38(1-2), 21–29.
- 日本学術会議 (2008) 「近未来の社会福祉教育のあり方について——ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて」 (<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t59-1.pdf>,

2023.9.13).

日本学生支援機構 (2023) 「令和4年度(2022年度)大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査__結果報告書」 (https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/_icsFiles/afieldfile/2023/09/13/2022_houkoku3.pdf, 2023.9.13).

日本私立学校振興・共済事業団 (2023) 「令和5(2023)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」 (<https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouR5.pdf>, 2023.9.13).

日本社会福祉士会 (2023a) 『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』中央法規出版.

日本社会福祉士会 (2023b) 「認定社会福祉士登録システム 認定社会福祉士登録者数」 (<https://jacsw.csw-tms.jp/regist/general/aggregate.php>, 2023.8.26).

日本社会福祉士養成校協会 (2006) 「今後の社会福祉士養成教育のあり方について(提案)」 (https://www2.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2006/10055/20060921sankou2_1.pdf, 2023.9.13).

社会福祉振興・試験センター (2021) 「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士就労状況調査(令和2年度)結果報告書」 (https://www.sssc.or.jp/touroku/results/pdf/r2/results_all.pdf, 2023.8.25).

社会福祉振興・試験センター (2023) 「各年度末の都道府県別登録者数(平成11年度以降)」 (https://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_tourokusya_graph_r04.pdf, 2023.8.21).

岡田進一 (2010) 「社会福祉士を対象とした教育の現状と課題」『老年精神医学雑誌』21(10), 1089-94.

東京大学大学院教育学研究科 (2020) 「大学の財務担当理事調査 報告書」 (https://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/resource/zaimuriji_report2020.pdf, 2023.9.29).

横山孝子・高遠三和・中山和子 (2006) 「学生の意識調査結果からみた介護技術教育の重要性についての考察」『長野大学紀要』27(4), 75-85.

The Trends and Challenges in Education Related to Care and Welfare in Certified Social Worker Training Curriculum: Based on Reviewing the Curriculum of University Training Schools for Social Welfare

Nozomi MATSUMOTO

Two previous revisions to the curricula of certified social worker training programs have resulted in gradually narrowing down the content and reducing the hours spent on nursing care. These changes are unsuitable considering the changing requirements of the aging Japanese society, education, and social work practice. Therefore, this study focuses on the university training schools for social welfare to describe the trends and identify the challenges in education related to nursing care.

One hundred eighty-four schools analyzed in the Ministry of Health, Labour and Welfare document, were examined to determine whether their syllabuses included subjects related to nursing care. It revealed that 151 schools (82.1%) had subjects that covered “nursing care” in their education. Simultaneously, it revealed certain challenges, such as a lack of uniformity in the content taught in various training schools, suggesting that students of different schools graduate with various levels of knowledge and techniques. Future studies should further examine the type of content of “nursing care” that meet the requirements, and evaluate their educational efficacy.

Key Words: Social worker training curriculum, Care and welfare, Education, University training schools for social welfare